

福 指 第 236 号  
令和3年9月2日

関係介護保険事業所 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護保険事業所等による「身体拘束ゼロ宣言（再宣言）」について

日ごろから、介護保険制度の円滑な実施に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護保険法の施行に伴って原則禁止された身体拘束につきましては、その廃止に向けて各事業所において御努力をいただいているところですが、高齢者の尊厳を支えるケアを確立していくため、身体拘束廃止の推進に向けて、意識を常に強く持ち、そのための取組を継続することがますます重要になってきております。

現在、県内の多くの施設（事業所）において、既に「身体拘束ゼロ宣言」をしていただいておりますが、宣言後、管理者の変更や、職員の異動等により「身体拘束ゼロ宣言」の趣旨が引き継がれていない事例も多く見受けられるため、この度、既に宣言・再宣言をいただいている施設（事業所）における再度の意識啓発を図るため、改めて宣言をしていただくこととしました。宣言に関する要領等は、別紙のとおりですが、再度宣言をいただいた施設（事業所）には、今年度中に新たなポスターを配布します。

つきましては、貴施設（事業所）におかれましても当事業の趣旨を御理解いただき、再度宣言をしていただきますようお願いいたします。

担当 介護指導第2班  
電話 054-221-3243  
FAX 054-221-2142

## 別紙

### 介護保険事業所による「身体拘束ゼロ宣言（再宣言）」実施要領

#### 1 趣旨

身体拘束廃止の推進に当たっては、常に関係者の認識を新たにし、身体拘束廃止への意識を常に強く持ち、そのための取組を継続することが重要です。このため、身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所に「身体拘束ゼロ宣言」を行っていただくとともに、その事業所を広く紹介します。

#### 2 内容

##### (1) 「身体拘束ゼロ宣言（再宣言）」の実施

**令和3年9月30日(木)まで**に、別表に示す6つの基準を満たし、身体拘束廃止の取組を実践している事業所は、別添「身体拘束ゼロ宣言書（再宣言）」に事業所名、管理者名（施設長名、事業所長名等）を記入し、県に提出してください。

なお、現状では身体拘束がゼロでない場合及び今後緊急やむを得ない場合に適切な手続を前提として例外的に身体拘束を行う場合も想定されますが、そのような場合であっても、この宣言をすることは可能です。

##### (2) 「ゼロ宣言施設」の広報

- ① 県は、事業所への外部からの訪問者に対して、その取組が行われていることを示すための「身体拘束ゼロ宣言ポスター」の配布を行います。ポスターは、今年度、新たなポスターを作製し、再宣言していただいた事業所に配布します。
- ② 県は、身体拘束廃止に向け取組をしている事業所を「身体拘束ゼロ宣言事業所」として、県ホームページに掲載し、広く広報していきます。

##### (3) 「ゼロ宣言事業所」の実地指導時による取組状況の把握

随時実施されている事業所への実地指導時において、具体的な取組状況について把握していきます。